

# 令和元年度会務報告

## I. はじめに

日本経済を取り巻く状況は、景気が回復基調で推移し、雇用情勢の改善が続く一方で人手不足の影響が顕著となるほか、米中の貿易摩擦の激化をはじめ国際関係の緊張が高まりを見せる中で、年明けからの新型コロナウイルス感染症の世界的大流行（パンデミック）により経済活動に急ブレーキがかかり、東京オリンピックの開催も延期となるなど、経済の先行きや人々の暮らしに暗い影を落としている。

北海道経済も、一昨年9月に発生した胆振東部地震の影響から落ち込んだインバウンドも順調に増加するなど、景気が回復傾向で推移する中で、新型コロナウイルス感染症では全国最多の感染者発生に伴って、急減したインバウンドを含めた観光をはじめ、生産活動や道民生活など広範に大きな影響を及ぼすところとなっている。

こうした中、道内卸売市場は、人口減少や高齢化などにより需要が縮小する中で、記録的な豪雨や猛暑、台風、暖冬などといった異常気象の農水産物生産へ影響も加わり、取扱高がここ数年漸減傾向で推移する中で、とりわけ大きな落ち込みとなるなど、厳しい経営環境が続いている。

一方、規制が大幅に緩和された改正卸売市場法の令和2年6月21日の施行に伴い、卸売市場は認定制へ移行することとなっているが、引き続き生鮮食料品等流通の中核としての役割を果たしていくため、安全管理やコンプライアンスの徹底はもとより、機能強化や経営安定の取組みを着実に実行しながらその機能を十分に発揮していくことや、卸売市場の果たしている役割を積極的に発信することの重要性も高まっている。

北海道市場協会としても、こうした卸売市場法改正や北海道地方卸売市場条例等の検討状況などを迅速に把握し会員への情報提供に努めるとともに、認定市場への円滑な移行に向けて各市場における業務規程改定の支援などに努めるとともに、卸売市場の機能強化や経営改善対策に加え、効果的連携体制の推進を図ってきた。

また、引き続き生鮮食料品流通情報事業や各種恒常的事業を実施するなど、卸売市場の持続的な経営安定に資することができるよう努めた。

## II. 具体的事業内容

### 1. 卸売市場法改正への対応

卸売市場法改正や北海道地方卸売市場条例等のあり方検討に関する国や北海道における動向や検討内容を的確に捉え、そうした情報を会員へ迅速に提供するとともに、卸売市場において制度改正への備えや必要な対応が進められるよう、認定申請や業務規程改定の指導・助言に努めた。

○北海道地方卸売市場条例等のあり方検討に係る北海道卸売市場審議会への対応

○卸売市場業務規程事例の作成周知及びその改定や認定申請の助言、指導

○管理・総務部門担当役職員会議の開催

### 2. 第10次卸売市場整備計画の推進指導

国及び道が策定した第10次卸売市場整備基本方針や整備計画に基づき、生鮮食料品等の流通動向や地域の実情を勘案して、市場間や地域との連携推進の指導等に努めた。

(1) 第10次卸売市場整備計画の周知や、立地・機能に応じた市場間の役割分担や連携強化など卸売市場の適正な運営等の推進指導

(2) 経営展望の策定など各市場における計画に沿った取組みへの必要な情報の提供や支援

### 3. 卸売市場の機能強化及び経営合理化対策等の推進指導

(1) 卸売市場は、生鮮食料品等の流通の拠点として、多様化する消費者のニーズに対応しつつ豊かな食生活を支えるという重要な役割を担っているが、近年、市場外流通の増加に、人口減少や食生活の変化等による消費量の減少などにより、市場取扱量が減少し経営環境もより厳しくなっている。また、委託から買付集荷、相対取引への取引形態の変化や、市場外での販売、電子情報通信を活用する取引等により、卸売業を取り巻く事業活動の自由度が一層増している環境の中で、国民の食生活・文化を支える流通機構としての役割を果たしていくため、役職員の資質向上のための取組の推進や、市場流通の複雑化や国際化、商圈への販路拡大等を視野に入れた広域的、効率的流通の実現に向けた、卸売市場間の連携推進等の指導に努めた。

○役職員研修会の開催

- 中央卸売市場や地域拠点市場と地方卸売市場との連携強化、地方卸売市場間の連携指導
  - 地場産品の市場間連携による集荷力強化対策や産地との契約出荷による取引事例などの紹介や指導
  - 需給対策に関する会議等への対応
  - 卸売市場利用拡大、消費拡大対策の推進
- (2) 人口減少、過疎化、大型量販店の進出による競争激化に加え大手小売業への対応等での物流コストや販売経費の増高などから、各市場とも収益率が低下し経営内容の悪化が見られることから、各市場からの経営等の相談に対応し、一層の経費削減や合理化対などの市場経営の改善、指導に努めた。
- (3) 北海道市場協会主催の公設市場部会、水産物産地市場部会及び花き市場部会並びに管理・総務部門担当役職員会議を開催し、各市場が抱えている課題や今後の卸売市場の取り組む方向等を協議し、卸売市場の機能強化や経営強化対策の推進に努めた。
- (4) (一社) 全国青果卸売市場協会、全国魚卸売市場連合会及び(公社) 北海道青果物価格安定基金協会の会議や研修会への参加により収集した情報を基に、卸売市場関係者に対する必要な情報の提供や会議、研修会の開催などにより、卸売市場の機能強化や経営強化対策の推進に努めた。
- (5) 消費税軽減税率制度の実施などの各種制度改正に、卸売市場において必要な対応や準備が円滑に進められるよう、関連情報の収集と会員への提供に努めた。

#### 4. 食の安全・安心対策、環境対策の推進指導

消費者の食品に対する安全への高まりや食生活の変化から安全で安心な生鮮食料品の供給が一層求められていることから、国の規制基準や青果物、水産物の品質表示ガイドラインの普及や原産地表示についての安全意識の啓発など安全・安心管理の指導と品質管理の高度化の周知に努めた。

また、改正食品衛生法に基づくHACCPに沿った衛生管理の制度化の実施に向けて、卸売市場に於いて必要な対応や準備が進められるよう、卸売市場の水産物卸売業及び青果物卸売業向け「HACCPの考え方を取り入れた衛生管理のための手引書」等の関連情報の収集と会員への提供に努めた。

## 5. せり人の資格認定試験並びに研修事業の実施

北海道地方卸売市場条例第14条及び北海道市場協会のせり人資格認定等取扱要領に基づき、せり人資格認定試験やせり人育成のための研修会を実施した。

### (1) せり人資格認定試験

地方卸売市場のせり遂行に必要な経験または、能力を判定するためのせり人資格認定試験を実施。

#### ア. せり人学科試験（札幌市）

- ・試験日：令和元年6月25日（火）
- ・受験者17名 合格者17名

#### イ. せり人実地試験

##### ① 道南地区試験（札幌市）

- ・試験日：令和2年2月16日（金）
- ・受験者4名 合格者4名

##### ② 道東地区試験（釧路市）

- ・試験日：令和2年2月17日（土）
- ・受験者3名 合格者3名

##### ③ 道北地区試験（旭川市）

- ・試験日：令和2年2月8日（金）
- ・受験者9名 合格者9名

※令和元年度せり人資格認定試験合格者16名

### (2) せり人の育成・資質向上のための研修

卸売市場業務の中核を担うせり人の育成と資質向上を目的とした研修会等を3個所で実施。（岩見沢、札幌、釧路（旭川、北見、函館は新型コロナウイルス感染症予防対策で中止））

## 6. 人材育成研修（人材能力育成研修）事業

卸売市場に所属するせり人有資格者及び中堅幹部役・職員等を対象に、卸売市場を取り巻く環境の変化への対応や、組織の活性化、職場環境の向上を図るための能力向上等を目的として、例年2月に実施をしている人材育成研修事業については、今年度は卸売市場法改正への諸対応の活動経費に振り替えることとし、実施を見送った。

## 7. 生鮮食料品流通情報事業の推進

本道における生鮮食料品の価格安定と流通の円滑化を図るため実施している、毎日の市況や取扱などの生鮮食料品流通情報をホームページから会員や報道等へ提供する生鮮食料品流通情報について、引き続き、流通情報センター市場の協力を得ながら迅速な提供に努めた。

## 8. 災害時における卸売市場の相互応援協定の推進

平成24年8月に、道内主要8都市13卸売市場による「道内卸売市場による災害時相互応援協定」が締結され、その後の参画市場の拡充に向けた啓発により、平成25年度は10箇所の公設市場が、そして平成26年度から平成27年度に民設卸売市場の14市場が新たに参画している。

引き続き、道内卸売市場災害対応ネットワーク推進会と連携した参画市場の拡充など、きめ細かい相互支援体制の構築に協力した。

## 9. 恒常的継続事業の推進

### (1) PL保険（生産物賠償責任保険）加入の推進

食中毒事故等の発生による被害補償の備えとして、青果物、水産物及び花きを取り扱っている道内の卸売市場の損害賠償責任保険の一括加入契約事務を実施した。

### (2) 卸売市場休日対策の推進

臨時休開市日の設定については、市場関係者へわかりやすさと規則性を持ったものとするため、「4週6休型」を基本に、原則として「毎週第2・第4水曜日」と設定し、また、生鮮食料品の商品特性、かつ安定的供給を果たすため、年末年始及び夏休みを除き3連休以上を回避するなどの設定を目指しており、こうした休市日の設定を道内各市場に周知するとともに、その普及・啓発に努めた。

## 10. 市場通信や情報発信など機関紙の発行

年6回の奇数月と2月に「市場通信」を発行するとともに「情報発信」を適宜発行し、卸売市場の取扱高や役職員研修会等の実施事業、さらに、国や北海道の政策情報や行政指導事項に卸売市場法改正に関する情報、業界の動静等を適時に掲載し、業界の意識の高揚に努めるとともに、ホームページによる情報提供も充実して、必

要な情報・データ・参考事例等も紹介する一方、卸売市場の理解と認識を高めるPRにも努めた。こうした中で、「市場通信」については本年度末をもって発行を終了することとした。

### 1 1. 関係団体との連携強化

- (1) (一社) 全国青果卸売市場協会、全国魚卸売市場連合会などと連携し、国に対して卸売市場関連予算の確保などの要請を行うとともに関係省庁などの情報及び資料入手に努めた。
- (2) (一社) 北海道水産会が進める水産業に関する懇談会や意見交換会などに出席し、水産関係団体との連携を深めるとともに情報の収集に努めた。
- (3) 北海道クリーン農業推進協議会、(公社) 北海道青果物価格安定基金協会に参画して役員会等に出席し、農業関係団体との連携を深めるとともに情報の収集に努めた。
- (4) (一社) 全国青果卸売市場協会第52回秋の近畿・大阪大会が令和元年10月8日に大阪府堺市で開催され、北海道から2名が参加し、全国の青果卸売市場関係者との交流が図られた。

### 1 2. 調査研究

道内卸売市場取扱高実績の調査を実施するとともに、農林水産省や北海道をはじめ、関係機関・団体等の食料品流通関連資料や需給・価格等の各種作成資料やデータを収集し内容の分析や研究をして、その調査結果やデータの会員への周知に努めた。